

京都医療科学大学 ガバナンス・コード遵守状況点検結果

2024年9月10日

学校法人島津学園

ガバナンス・コードの遵守状況に関する点検を2024年8月に実施した結果、以下の項目について改善を要することが判明したため対応を行うこととした。

改善を要する項目と対応策

項目番号	項目内容	改善を要する点	対応策
第1章 1-2 (3) 項の ③	私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	2024年4月に施行された障害者差別解消法の改正（合理的配慮の提供義務）に対応するため、関連規程の制定は完了したものの、さらに教職員の理解を深めるための取り組みを行う必要があります。	合理的配慮提供義務への理解を深めるため全教職員を対象とする研修会を実施する。 (2024年9月2日実施済)
第4章 4-4 (1) 項の ①	危機管理体制の整備と危機管理に関する規程やマニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	昨今、我が国においても災害や不祥事の多発が問題となっている。危機管理に関する規程やマニュアルは整備されているものの、さらに教職員の意識を高めるための取り組みを行う必要がある。	教職員の意識を高めるため、全教職員を対象とする研修会を来年度中に実施する。内容は災害あるいは不祥事に関わるものとする。